

■ 特定都市河川浸水被害対策法制定の背景

近年、都市部の河川流域において浸水被害が頻発

都市部では、平成11、15年の福岡水害、平成12年の東海水害など浸水被害が頻発
また、一部では宅地開発等により設けられた調整池が埋め立てられる等の問題も発生

都市部における浸水は、都市機能の麻痺や地下街の浸水をもたらす等重大な被害につながる

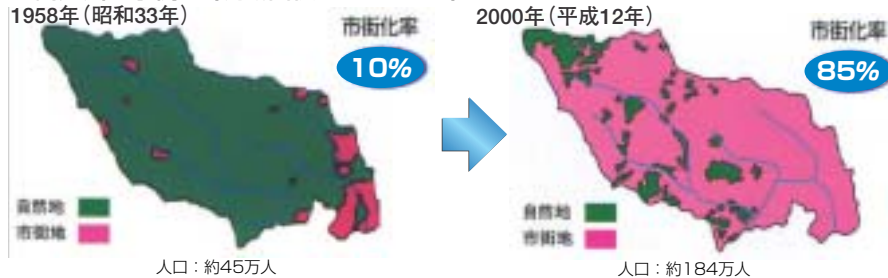
市街化の進展した都市部においては、河道の拡幅、堤防のかさ上げ、洪水調節ダム等の整備による浸水被害の防止が困難

◆市街化の進展

昭和30年代以降の急激な開発により、流域の大部分が市街化された。

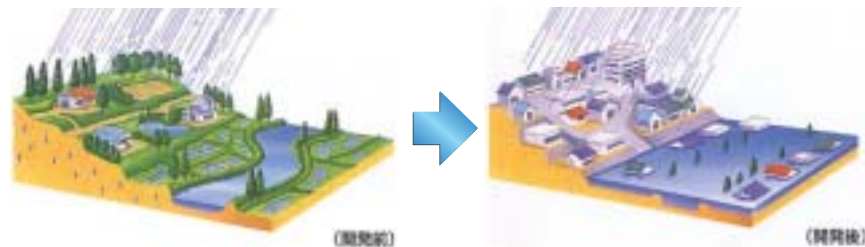
～鶴見川の事例～（流域面積：235 km²）

1958年（昭和33年）



◆市街化による流出増

開発前は雨水は地下に浸透し、河川に流れ込む表流水（地表を流れる水）は抑制されていたが、開発によってコンクリートなどに覆われた不透透域が増大し、短時間に多量の表流水が河川に流入するようになった。



その結果、都市部の河川では、平常時は流量が極端に少ない反面、台風時などに、流域に降った雨水が短時間に集中して流出し、浸水被害が頻発する「都市型水害」が発生するようになった。



平成15年 福岡市内浸水状況



平成15年 福岡市の地下街浸水状況



平成15年 福岡市の地下街浸水状況



毎日新聞 平成11年7月22日（東京本紙／朝刊）



平成12年 東海水害



平成12年 東海水害